

一般社団法人全国保育士養成協議会 入会及び退会規程

平成 24 年 5 月 26 日総会制定
平成 27 年 6 月 6 日一部改正

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国保育士養成協議会（以下、「本会」という。）定款第6条、第8条及び第10条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続き)

第2条 本会の正会員として入会しようとする者は、別紙1「入会申込書」及び別紙2「登録票」を提出するものとする。

- 2 前項の入会申し込みに対しては、定款第5条第1項の基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知するものとする。
- 3 名誉会員については、総会において推薦し、本人に通知するものとする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第3条 会員が入会したときは本会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員は、別紙3「変更届」を提出するものとする。
- 3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会 費)

第4条 会費の金額及び納期に関する事項は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規程によるものとする。

(退会事由及び手続き)

第5条 会員は、別紙4「退会届」を提出して、任意に退会することができる。

- 2 退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 会員資格を喪失した場合は、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会手続き)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書を提出するものとする。

- 2 再入会申込に対しては、定款第5条第1項の基準により、理事会において再入会の可

否を決定し、これを申込者に通知するものとする。

ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後2年間は、再入会を認めないこととする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月6日から適用する。